**いびＮＰＯ法人連絡協議会規約**

（名称）

第１条　この団体は、いびＮＰＯ法人連絡協議会と称する。

（事務所）

第２条　この団体は、主たる事務所を岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪６７７番地２の２・いびがわミズみずエコステーション内におく。

（目的）

第３条　この団体は、地域行政とＮＰＯ法人、企業、地域住民などが協働するための基盤整備を推進し、ＮＰＯ制度の発展・普及のために、必要な事業を実施することにより、いび地域ＮＰＯ法人のネットワークを構築し、会員相互の健全な発展に寄与し、広く地域のまちづくりに貢献することを目的とする。

（事業）

第４条　この団体は、第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）地域行政との連携（協働）に関する連絡・協議の実施

（２）ＮＰＯ法人相互の連絡・調整および交流会の実施

（３）ＮＰＯ法人の経営に関する研究会の実施

（４）ＮＰＯ法人の問題・課題解決のための研究会の実施

（５）ＮＰＯ制度の研究会の実施

（６）そのほか、本協議会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第５条　この団体の会員は、いび地域に事務所を置くＮＰＯ法人とし、次の２種とする。

（１）　正会員は、この団体の活動目的に賛同して入会したＮＰＯ法人および個人

（２）　賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

（入退会）

第６条　この団体への入会および退会は別に定める様式の届を会長に提出し、会長は、正当な理由がない限り入会および退会を認めなければならない。

（会費）

第７条　正会員は、１年につき、団体会員は３，０００円、個人会員は１，０００円とする。賛助会員は１年につき団体・個人共に１，０００円の会費を入会時または総会時に納めなければならない。

（役員）

第８条　この団体は、会長、副会長、理事、監事および事務局長を置き、総会の承認を受けるものとする。

（１）会長は、この団体を代表し、会務を総理する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。

（３）理事は、役員会議に出席し、会の運営にあたる。

（４）監事は、会計を監査する。

（５）事務局長は、会の運営を執行する。

（特別会員）

第９条　この団体には、特別会員を置くことができる。

２　特別会員は、この団体の目的に賛同しＮＰＯ制度に関する有識者の中から、会長が委嘱する。

３　特別会員は、会長の要請により役員会および運営会議に出席し意見を述べることができる。

（任期）

第10条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（総会）

第11条　総会は、正会員をもって構成する。

２　総会は年１回開催し、役員の改選、規約の改廃、事業計画・事業報告、予算・決算などを審議・決定する。

３　臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。

（役員会議）

第12条　役員会議は、各役員で構成し、会長の招集により原則として年間２回以上開催する。

（事業年度）

第13条　この協議会の事業年度は、毎年１０月1日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（そのほか）

第14条　そのほか本規約で定めのない事項で、運営に必要な事項は、会長が決済することができる。

附　則

本規約は、平成１７年１０月２２日から施行する。